

上水道告示第12号

長浜水道企業団職員の採用試験に関する規程（平成26年上水道告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

長浜水道企業団

企業長 三和啓司

長浜水道企業団職員の採用試験に関する規程（平成26年上水道告示第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「一般事務(大学卒業)」を「一般事務職」に改め、同号ウを削り、同項第2号中「(大学卒業)」および同号ウを削り、同項第3号中「(高校卒業)」および同号イ中「身体体力検査」を削る。

第3条第1項第1号中「46点未満（同項第3号アに定める筆記試験（基礎能力）においては38点未満）」を「38点未満」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 第2次試験

前条第1項第1号イおよび第2号イの試験については企業長、局長および技監による協議において、第3号イの試験については局長および技監による協議において決定する。

第3条第1項第3号を削る。

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。